



[ア 略]

イ 短波帯 (27MHz帯 (26.1MHzを超え28MHz以下) を除く。)

[表略]

付表A 無線電信

[A-1・A-2 略]

A-3 狭帯域直接印刷電信 (NBPD) 用

(A) 一般用 周波数帯別呼出通信周波数 (kHz)

4MHz帯 チャンネル番号4001~4019			6MHz帯 チャンネル番号6001~6034			8MHz帯 チャンネル番号8001~8040		
チャネ ル番号	送信	受信	チャネ ル番号	送信	受信	チャネ ル番号	送信	受信
4001	4172.5	4210.5	6001	6263	6314.5			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
						8011	8381.5	8431.5
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

12MHz帯 チャンネル番号12001~12156			16MHz帯 チャンネル番号16001~16193			18MHz帯 チャンネル番号18001~18045		
チャネ ル番号	送信	受信	チャネ ル番号	送信	受信	チャネ ル番号	送信	受信
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
12024	12488.	12591				18024	18882.	19692.

[ア 同左]

イ [同左]

[表同左]

付表A [同左]

[A-1・A-2 同左]

A-3 狭帯域直接印刷電信 (NBPD) 用

(A) [同左]

[同左]			[同左]			[同左]		
[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]
4001	4172.5	4210.5	6001	6263	6314.5	8001	8376.5 *1	8376.5 *1
[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]
4011	4177.5 *1	4177.5 *1	6011	6268*1	6268*1	8011	8381.5	8431.5
[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]

[同左]			[同左]			[同左]		
[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]
[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]
12024	12488.	12591	16024	16695 *	16695 *	18024	18882.	19692.

	5						5*5	5*5
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		19691	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
			16087	16726. 5*5	16849. 5*5			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

22MHz帯 チャンネル番号22001～22135			25MHz帯 チャンネル番号25001～25040		
チャンネル番号	送信	受信	チャンネル番号	送信	受信
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

\*1 削除

[\*2～\*6 略]

[(B) 略]

[付録B 無線電話 略]

[ウ～エ 略]

オ 極超短波帯以上

(ア) 船上通信設備用

周波数	電波の	占有周	最大空	用途	使用区域	備考
-----	-----	-----	-----	----	------	----

	5			1	1		5*5	5*5
[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]
[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]		19691* 1	
[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]
12087	12520* 1	12520* 1	16087	16726. 5*5	16849. 5*5			
[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]

[同左]			[同左]		
チャンネル番号	送信	受信	チャンネル番号	送信	受信
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

備考 [同左]

\*1 この周波数は、狭帯域直接印刷電信により遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合に使用する。

[\*2～\*6 同左]

[(B) 同左]

[付録B 無線電話 同左]

[ウ～エ 同左]

オ [同左]

(ア) [同左]

周波数	電波の	占有周	最大空	用途	使用区域	備考
-----	-----	-----	-----	----	------	----

(MHz)	型式	波数帯幅の許容値 (kHz)	中線電力 (W)			
457.515625MHzから457.584375MHzまでの6.25kHz間隔の12波	F1D, F1E	5.8	2		全海域	二周波単信方式又は半複信方式の場合は、 <u>付表(1)</u> による。
457.525MHzから457.575MHzまでの12.5kHz間隔の5波	〃	11.5	〃		〃	二周波単信方式又は半複信方式の場合は、 <u>付表(2)</u> による。

[略]

467.515625MHzから467.584375MHzまでの6.25kHz間隔の12波	F1D, F1E	5.8	〃		〃	二周波単信方式又は半複信方式の場合は、 <u>付表(1)</u> による。
467.525MHzから467.575MHzまでの12.5kHz間隔の5波	〃	11.5	〃		〃	二周波単信方式又は半複信方式の場合は、 <u>付表(2)</u> による。

[略]

[注 略]

付表(1)

船上レピータ (MHz)	移動機 (MHz)
--------------	-----------

(MHz)	型式	波数帯幅の許容値 (kHz)	中線電力 (W)			
457.515625MHzから457.584375MHzまでの6.25kHz間隔の12波	F1D, F1E	5.8	2		全海域	二周波単信方式又は半複信方式の場合は、 <u>付表</u> による。

[同左]

467.515625MHzから467.584375MHzまでの6.25kHz間隔の12波	F1D, F1E	5.8	〃		〃	二周波単信方式又は半複信方式の場合は、 <u>付表</u> による。
--	----------	-----	---	--	---	------------------------------------

[同左]

[注 同左]

付表

船上レピーター (MHz)	移動機 (MHz)
---------------	-----------

457.515625	457.515625	467.515625
457.521875	457.521875	467.521875
457.528125	457.528125	467.528125
457.534375	457.534375	467.534375
457.540625	457.540625	467.540625
457.546875	457.546875	467.546875
457.553125	457.553125	467.553125
457.559375	457.559375	467.559375
457.565625	457.565625	467.565625
457.571825	457.571825	467.571825
457.528125	457.528125	467.528125
457.583475	457.583475	467.583475

457.515625	467.515625
457.521875	467.521875
457.528125	467.528125
457.534375	467.534375
457.540625	467.540625
457.546875	467.546875
457.553125	467.553125
457.559375	467.559375
457.565625	467.565625
457.571825	467.571825
457.528125	467.528125
457.583475	467.583475

付表②

船上レピータ (MHz)	移動機 (MHz)
457.5250MHz	457.5250MHz 467.5250MHz
457.5375MHz	457.5375MHz 467.5375MHz
457.5500MHz	457.5500MHz 467.5500MHz
457.5625MHz	457.5625MHz 467.5625MHz
457.5750MHz	457.5750MHz 467.5750MHz

(イ) レーダー用

周波数 (MHz)	電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	最大空中線電力(kW)	用途	使用区域	備考
[略]	[略]		[略]		[略]	[略]
9400	PON, QON, VON		700(W)		〃	注2、注3

[新設]

(イ) レーダー用

周波数 (MHz)	電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	最大空中線電力(kW)	用途	使用区域	備考
[同左]	[同左]		[同左]		[同左]	[同左]
9400	PON, QON, VON		700(W)		〃	注2、注3

〃	〃		170(W)	〃	注4、注5
〃			200(mW)	〃	注6
〃	F3N, QON		〃	〃	〃
[略]	[略]		[略]	[略]	[略]

[備考 略]

注

[1～3 略]

4 設備規則第48条第3項に規定するレーダーであって、施行規則第31条第2項第1号から第4号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用し、電波の型式が、PON、QON又はVONのものに限る。

5 電波の型式がPON及びQONの同一周波数ポイントで発射される場合の電波の型式はVONとすること。

6 設備規則第48条第3項に規定するレーダーであって、施行規則第31条第2項第1号から第4号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用し、変調方式が周波数変調であって、連続波方式（間欠的連続波方式を除く）により送信するものに限る。

[ (ウ) ～ (カ) 略 ]

(3) 漁業用船舶局

[ア 略]

イ 短波帯(27MHz帯(26.1MHzを超え28MHz以下)を除く。)

[表略]

付表A 無線電信

[A-1～A-3 略]

A-4 狭帯域直接印刷電信(NBDP)用

[(A) 略]

(B) 全国陸船間 周波数帯別呼出周波数(kHz)

チャネ	送信	受信	送信	受信	送信	受信	送信	受信
-----	----	----	----	----	----	----	----	----

〃			200(mW)	〃	注4
〃	F3N, QON		〃	〃	〃
[同左]	[同左]		[同左]	[同左]	[同左]

[備考 同左]

注

[1～3 同左]

[新設]

[新設]

4 設備規則第48条第3項に規定するレーダーであって、施行規則第31条第2項第1号から第4号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するものに限る。

[ (ウ) ～ (カ) 同左 ]

(3) 漁業用船舶局

[ア 同左]

イ 短波帯(27MHz帯(26.1MHzを超え28MHz以下)を除く。)

[表同左]

付表A 無線電信

[A-1～A-3 同左]

A-4 狭帯域直接印刷電信(NBDP)用

[(A) 同左]

(B) [同左]

チャネ	送信	受信	送信	受信	送信	受信	送信	受信
-----	----	----	----	----	----	----	----	----

ル番号								
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
—			6269.5 *1	6320.5	8379.5 *1	8419.5	12487. 5*1	12590
	16688. 5*1	16812	18883* 1*3	19693. 5*3	22327* 1*3	22419* 3	25178* 1*3	26106* <sup>3</sup>
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

[\*1 略]

\*2 削除

[\*3 略]

[付表B 無線電話 略]

[ウ～カ 略]

[3・4 略]

5 船上通信局

周波数 (MHz)	電波の 型式	占有周 波数帯 幅の許 容値 (kHz)	最大空 中線電 力 (W)	用途	使用区 域	備考

ル番号								
[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]
—			6269.5 *1	6320.5	8379.5 *1	8419.5	12487. 5*1	12590
	16688. 5*1	16812	18883* 1*3	19693. 5*3	22327* 1*3	22419* 3	25178* 1*3	26106* <sup>3</sup>
—	4177.5 *2	4177.5 *2	6268* <sup>2</sup>	6268* <sup>2</sup>	8376.5 *2	8376.5 *2	12520* 2	12520* <sup>2</sup>
	16695* 2	16695						
[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]	[同左 ]

備考 [同左]

[\*1 同左]

\*2 この周波数は、狭帯域直接印刷電信により遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合に使用する。

[\*3 同左]

[付表B 無線電話 同左]

[ウ～カ 同左]

[3・4 同左]

[5 同左]

周波数 (MHz)	電波 型式	占有周 波数帯 幅の許 容値 (kHz)	最大空 中線電 力 (W)	用途	使用区域 域	備考

[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]
457.515625MHz から457.58437 5MHzまでの6.2 5kHz間隔の12 波	F1D, F1E	5.8	2		〃	二周波単信方式 又は半複信方式 の場合は、 <u>付表</u> (1)による。
457.525MHzか ら457.575MHz までの12.5kHz 間隔の5波	〃	11.5	〃		〃	二周波単信方式 又は半複信方式 の場合は、 <u>付表</u> (2)による。

[略]						
467.515625MHz から467.5843 75MHzまでの6. 25kHz間隔の12 波	F1D, F1E	5.8	〃		〃	二周波単信方式 又は半複信方式 の場合は、 <u>付表</u> (1)による。
467.525MHzか ら467.575MHz までの12.5kHz 間隔の5波	〃	11.5	〃		〃	二周波単信方式 又は半複信方式 の場合は、 <u>付表</u> (2)による。

[略]

[注 略]

付表(1)

船上レピータ (MHz)	移動機 (MHz)	
457.515625	457.515625	467.515625
457.521875	457.521875	467.521875

[同左]	[同左]	[同左]	[同左]		[同左]	[同左]
457.515625MHz から457.584375 MHzまでの6.25k Hz間隔の12波	F1D, F1E	5.8	2		〃	二周波単信方 式又は半複信 方式の場合は 、 <u>付表</u> による 。

[同左]						
467.515625MHz から467.584375 MHzまでの6.25k Hz間隔の12波	F1D, F1E	5.8	〃		〃	二周波単信方 式又は半複信 方式の場合は 、 <u>付表</u> による 。

[同左]

[注 同左]

付録

船上レピーター (MHz)	移動機 (MHz)
457.515625	467.515625
457.521875	467.521875

457.528125	457.528125	467.528125
457.534375	457.534375	467.534375
457.540625	457.540625	467.540625
457.546875	457.546875	467.546875
457.553125	457.553125	467.553125
457.559375	457.559375	467.559375
457.565625	457.565625	467.565625
457.571825	457.571825	467.571825
457.528125	457.528125	467.528125
457.583475	457.583475	467.583475

457.528125	467.528125
457.534375	467.534375
457.540625	467.540625
457.546875	467.546875
457.553125	467.553125
457.559375	467.559375
457.565625	467.565625
457.571825	467.571825
457.528125	467.528125
457.583475	467.583475

付表(2)

船上レピータ (MHz)	移動機 (MHz)	
457.5250MHz	457.5250MHz	467.5250MHz
457.5375MHz	457.5375MHz	467.5375MHz
457.5500MHz	457.5500MHz	467.5500MHz
457.5625MHz	457.5625MHz	467.5625MHz
457.5750MHz	457.5750MHz	467.5750MHz

[第4号 略]

第5号 無線航行局

1 無線航行移動局

周波数 (MHz)	電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	最大空中線電力 (kW)	用途	使用区域	備考
[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]
9400	PON, QON, VON		700 (W)		//	船舶レーダー

[新設]

[第4号 同左]

第5号 無線航行局

1 無線航行移動局

周波数 (MHz)	電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	最大空中線電力 (kW)	用途	使用区域	備考
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]		[同左]	[同左]
9400	PON, QON, VON		700 (W)		//	船舶レーダー

					用 注2、注3
"	"		170 (W)	"	船舶レーダー 用 注4、注5
"			200 (mW)	"	船舶レーダー 用 注6
"	F3N, QON		"	"	"
[略]	[略]		[略]	[略]	[略]

[備考 略]

注

[1～3 略]

4 設備規則第48条第3項に規定するレーダーであって、施行規則第31条第2項第1号から第4号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用し、電波の型式が、PON、QON又はVONのものに限る。

5 電波の型式がPON及びQONの同一周波数ポイントで発射される場合の電波の型式はVONとすること。

6 設備規則第48条第3項に規定するレーダーであって、施行規則第31条第2項第1号から第4号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用し、変調方式が周波数変調であって、連続波方式（間欠的連続波方式を除く）により送信するものに限る。

[2 略]

[第6号～第10号 略]

第11号 実験試験局

[1 略]

2 特定実験試験局以外の実験試験局

(1) 教育用及び展示用実験試験局

周波数	電波の型式	占有周波数帯	最大空中線電力	用途	使用区域	備考
-----	-------	--------	---------	----	------	----

					用 注2、注3
"			200 (mW)	"	船舶レーダー用 注4
"	F3N, QON		"	"	"
[同左]	[同左]		[同左]	[同左]	[同左]

[備考 同左]

注

[1～3 同左]

[新設]

[新設]

4 設備規則第48条第3項に規定するレーダーであって、施行規則第31条第2項第1号から第4号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するものに限る。

[2 同左]

[第6号～第10号 同左]

第11号 実験試験局

[1 同左]

2 特定実験試験局以外の実験試験局

(1) 教育用及び展示用実験試験局

周波数	電波の型式	占有周波数帯	最大空中線電力	用途	使用区域	備考
-----	-------	--------	---------	----	------	----

		幅の許 容値	(W)			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
9400	P0N, Q0N, V0N		700	〃	〃	設備規則第48条に定める無線設備を使用するものに限る。注5、注28、注32、注38
〃	〃		170	〃	〃	設備規則第48条に定める無線設備を使用するものに限る。注5、注32、注41、注42
〃			200 (mW)	〃	〃	設備規則第48条に定める無線設備を使用するものに限る。注5、注32、注39
〃	F3N, Q0N		〃		〃	〃
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

注

[1～38 略]

39 設備規則第48条第3項に規定するレーダーであって、施行規則第31条第2項第1号から第4号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用し、変調方式が周波数変調であって、連続波方式

		幅の許 容値	(W)			
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
9400	P0N, Q0N, V0N		700 (W)	〃	〃	設備規則第48条に定める無線設備を使用するものに限る。注5、注28、注32、注38
〃			200 (mW)	〃	〃	設備規則第48条に定める無線設備を使用するものに限る。注5、注32、注39
〃	F3N, Q0N		〃		〃	〃
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

注

[1～38 同左]

39 設備規則第48条第3項に規定するレーダーであって、施行規則第31条第2項第1号から第4号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するものに限る。

(間欠的連続波方式を除く)により送信するものに限る。

[40 略]

41 設備規則第48条第3項に規定するレーダーであって、施行規則第31条第2項第1号から第4号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用し、電波の型式が、PON、QON又はVONのものに限る。

42 電波の型式がPON及びQONの同一周波数ポイントで発射される場合の電波の型式はVONとすること。

(2) 電波伝搬試験用及び無線機器製造事業用実験試験局

周波数 (MHz)	電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	最大空中線電力 (W)	用途	使用区域	備考
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
9400	PON, QON, VON		700	〃	〃	設備規則第48条に定める無線設備を使用するものに限る。注10、注52、注60、注69
〃	〃		170	〃	〃	設備規則第48条に定める無線設備を使用するものに限る。注10、注60、注74、注75
〃			200 (mW)		〃	設備規則第48条に定める無線設備を

[40 同左]

[新設]

[新設]

(2) 電波伝搬試験用及び無線機器製造事業用実験試験局

周波数 (MHz)	電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	最大空中線電力 (W)	用途	使用区域	備考
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
9400	PON, QON, VON		700	〃	〃	設備規則第48条に定める無線設備を使用するものに限る。注10、注52、注60、注69
〃			200 (mW)	〃	〃	設備規則第48条に定める無線設

						使用するものに限る。注10、注60、注70
〃	F3N, Q0N		〃		〃	〃
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

注

[1～69 略]

70 設備規則第48条第3項に規定するレーダーであって、施行規則第31条第2項第1号から第4号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用し、変調方式が周波数変調であって、連続波方式（間欠的連続波方式を除く）により送信するものに限る。

[71～73 略]

74 設備規則第48条第3項に規定するレーダーであって、施行規則第31条第2項第1号から第4号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用し、電波の型式が、P0N、Q0N又はV0Nのものに限る。

75 電波の型式がP0N及びQ0Nの同一周波数ポイントで発射される場合の電波の型式はV0N電波とすること。

[(3) 略]

[第12号～第19号 略]

[別表2・3 略]

別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準

[第1～第6 略]

第7 船舶局

[1～11 略]

12 法第34条の義務船舶局等

(1) 施行規則第28条第1項ただし書の規定により法第33条に基づき備えなければならない機器に代えることができるものは、次のとおりとする。

						備を使用するものに限る。注10、注60、注70
〃	F3N, Q0N		〃		〃	〃
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

注

[1～69 同左]

70 設備規則第48条第3項に規定するレーダーであって、施行規則第31条第2項第1号から第4号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するものに限る。

[71～73 同左]

[新設]

[新設]

[(3) 同左]

[第12号～第19号 同左]

[別表2・3 同左]

別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準

[第1～第6 同左]

第7 船舶局

[1～11 同左]

12 法第34条の義務船舶局等

(1) 施行規則第28条第1項ただし書の規定により法第33条に基づき備えなければならない機器に代えることができるものは、次のとおりとする。

[ア・イ 略]

ウ インマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備を備える船舶地球局については第13の船舶地球局の審査基準によること。

[エ 略]

オ 施行規則第28条第1項第3号(1)の(二)に規定する中短波帯の無線設備は、施行規則第28条の5第1項第三号により中短波帯及び短波帯の電波を使用する無線設備（デジタル選択呼出装置、無線電話及びデジタル選択呼出専用受信機が可能なものに限る。）を備え、施行規則第28条第7項に規定するインマルサット人工衛星局の通信圏の範囲内であり、船舶安全法第4条第1項の規定により認められる場合は備えることを要しない。

[(2)～(9) 略]

[第8～第12 略]

第13 船舶地球局

[1～6 略]

7 義務船舶局のある船舶に開設される船舶地球局であって、搭載するインマルサット船舶地球局の無線設備、施行規則第28条の5第3項の規定により、予備設備として備えるインマルサット船舶地球局の無線設備（以下「予備設備」という。）又は施行規則第28条第9項に規定するインマルサット高機能グループ呼出し受信の機能を持つインマルサット船舶地球局の無線設備のうち、少なくとも一を備えるものについては、以下の基準に適合するものであること。

[(1) 略]

(2) 予備設備は、通常操船する場所において、遭難信号を送り又は受けることができるものであること。ただし、小型の船舶等船体構造上当該無線設備を設置することが困難、若しくは船舶の航行に必要な他の設備等の操作に支障を及ぼすおそれがあるなど、その設置が不合理であると認める無線設備については、この限りではない。

[(3) 略]

[8 略]

[別図 略]

[第14～第26 略]

[ア・イ 同左]

ウ 施行規則第28条第3項の規定により、短波帯の無線設備の代替の船舶地球局については、当該審査基準によるほか、第13の船舶地球局の審査基準によること。

[エ 同左]

[新設]

[(2)～(9) 同左]

[第8～第12 同左]

第13 船舶地球局

[1～6 同左]

7 義務船舶局のある船舶に開設される船舶地球局であって、施行規則第28条第7項、第8項及び第10項の規定により、短波帯の無線設備の機器の代わりに備える船舶地球局の無線設備（以下「代替設備」という。）、施行規則第28条の5第3項の規定により、予備設備として備えるインマルサット船舶地球局の無線設備（以下「予備設備」という。）又は施行規則第28条第9項に規定するインマルサット高機能グループ呼出し受信の機能を持つインマルサット船舶地球局の無線設備のうち、少なくとも一を備えるものについては、以下の基準に適合するものであること。

[(1) 同左]

(2) 代替設備又は予備設備は、通常操船する場所において、遭難信号を送り又は受けることができるものであること。ただし、小型の船舶等船体構造上当該無線設備を設置することが困難、若しくは船舶の航行に必要な他の設備等の操作に支障を及ぼすおそれがあるなど、その設置が不合理であると認める無線設備については、この限りではない。

[(3) 同左]

[8 同左]

[別図 同左]

[第14～第26 同左]

附 則

この訓令は、令和七年一月一日から施行する。